

砂川市病児・病後児保育施設設置条例案の概要について

条例の制定に向けて

平成 24 年 8 月、我が国の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」が公布されました。また、この法律と関連する法律に基づいて幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行されています。

砂川市においても「子ども・子育て支援法」の理念に基づき、子ども・子育て支援等を円滑に推進するため「砂川市子ども・子育て会議」を設置し、平成 27 年度から同 31 年度の 5 か年度を一期とする「砂川市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しています。

このような中、児童の健全な育成を図り、安心して子育てができる環境を整備することを目的に、児童が病氣中または病気の回復期で保育所等に預けることができず、保護者の勤務等の理由から家庭で保育を受けることが困難な場合に利用できる病児・病後児保育施設を設置するため、新たな条例を制定しようとするものです。

条例案の概要

条例案は第 1 条から第 12 条までの条文で構成することを検討しています。条例案の概要は次のとおりです。

第 1 条 設置

第 1 条では、病氣中の児童又は病気の回復期にある児童の保育を行うため、病児・病後児保育施設を設置することについて規定します。

第 2 条 名称及び位置

第 2 条では、病児・病後児保育施設を砂川市立病院南館 1 階に設置する旨規定します。

第 3 条 事業

第 3 条では、病児・病後児保育施設で実施する事業として、対象となる児童の保育及び看護を行うことを規定します。

第4条 職員

第4条では、病児・病後児保育を実施するため、職員を配置することを規定します。

第5条 保育時間等

第5条では、病児・病後児保育施設の保育時間と休所日を規定します。保育時間は、市保育所の保育標準時間に準じて午前7時15分から午後6時15分までとし、延長保育を認める旨規定します。休所日についても市保育所に準じ、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から翌年の1月5日までと規定します。

第6条 対象児童及び定員

第6条では、病児・病後児保育施設を利用することができる対象児童とその定員を規定します。対象児童は、生後6月から小学3年生までの市内保育施設等を利用している者であり、症状が急変する見込みは当面ないものの集団保育等を受けることが困難であることを要件とする旨規定します。また、利用する児童の保護者は、就労や傷病等により一時的に家庭における保育の実施が困難であることを要件とする旨規定します。定員については、3人とする旨規定します。

第7条 利用の登録

第7条では、病児・病後児保育施設を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ利用の登録を届け出ることについて規定します。登録に必要な様式は規則で定めます。

第8条 利用の決定

第8条では、前条の規定により登録の届出を行った保護者が病児・病後児保育施設を利用しようとするときは、申請書を提出しなければならないことを規定します。申請に必要な様式は規則で定めます。また、申請は原則として利用しようとする日の前日までに提出することについて規則で定める予定です。

第9条 利用の制限

第9条では、病児・病後児保育の利用にあたり、対象となる児童及び保護者の要件を欠くに至ったとき、病状が変化し、病児・病後児保育施設において対応ができなくなったときなど、一定の条件に該当する場合、市は保育を中止又は解除できることを規定します。

第 10 条 費用

第 10 条では、病児・病後児保育を受ける児童の保護者は、費用を負担しなければならない旨規定します。1 日あたりの利用負担額は、低所得者に配慮するとともに、市内に住所を有する世帯は 2,000 円、市外に住所を有する世帯は 3,000 円と規定します。延長保育は、市保育所における延長保育に準じて午後 6 時 15 分から午後 7 時までとし、利用負担額は日額 200 円と規定します。

第 11 条 委託

第 11 条では、病児・病後児保育の運営に関するものを、市長が適当と認めた団体に委託することができる旨規定します。

第 12 条 委任

第 12 条では、この条例を施行するにあたり、必要となる具体的な事項は、規則で定める旨規定します。

附則

附則では、この条例の施行を平成 28 年 10 月 1 日とすることを規定します。